

検討状況中間報告（取締りワーキンググループ）

はじめに

議論に先立ち、事務局から速度違反取締りの現状等について説明を受けるとともに、グループ長が交通取締りと交通事故の関係に係る研究成果について説明した。

その結果、交通事故抑止及び交通事故被害軽減を図るため速度取締りが有効であること、取締り場所等の選定は、事故抑止効果を最大限発揮させる観点からなされ、随時見直しが行われているが、事故分析の結果に基づく取締り計画の策定、理想的な取締り場所の確保及び取締り手法等について更なる工夫が必要であること、国民に対し取締りの必要性や効果について十分な説明が必要であることを共通認識とした。

これらの共通認識の下、これまで以下の論点について議論を行った。

1 どのような場所で取締りをすべきか

(1) 交通事故実態に応じた取締り場所等の選定

取締り場所等の選定を行うに当たり、どのような取組が必要か。

- ・ 取締りは、過去の事故実態の分析に基づき、実際に交通事故が多発する場所・時間で行うのが効果が高い。よって、取締り場所、時間帯の定期的な見直しは必要である。
- ・ ランダムな不意を突く取締りは事故抑止に有効であり、必ずしも事故がゼロだからと言って取締りをしなくてよいというわけではない。ただし、取締りの頻度の検討は必要である。
- ・ 交通事故の分析結果に基づいて、どのような種類の違反やどの地域に取締り力を配分すべきか科学的に選定する方法について、今後研究していく必要がある。

(2) 取締り実施場所の確保

取締り実施場所の確保について、どのような取組が必要か。また、十分な取締り場所が確保できない場合、どのような取組が必要か。

- ・ 取締り場所の確保のため、重大事故発生直後をとらえた地域住民への協力依頼や、取締り路線の沿道に所在する企業等に協力を依頼するなど、地域住民とコミュニケーションを深め、地域の安全は地域で守る意識を醸成し、協力を得る必要がある。
その場合、個別の協力依頼とともに、業界、地域単位で働きかけることも重要である。
- ・ 取締りによる事故や被害者の減少について、公表、公開をきちんと行えば、取締り場所の確保について理解が得られないという状況も少しずつ改善していくのではないかと考えられる。
- ・ 通学路や生活道路など交通事故発生危険性が高いものの、取締り場所を確保できない場合には、交通事故を未然に防ぐための先行的な取組が必要であり、取

締りのほかに白バイやパトカーによるパトロール活動をバランスよく組み合わせる必要がある。

2 どのような手法で取締りを実施すべきか

(1) 新たな速度取締り機器の導入

取締り実施場所が確保できない場合、通学路、生活道路や深夜における取締り要望について、どのように応えていくのか。

- ・ 取締り現場に一定のスペースや多くの人員を必要としない、新たな速度取締り機器の導入を前提に今後研究していく必要がある。

(2) 取締りの事前告知

取締りの事前告知の在り方について、どのように考えていくべきか。

- ・ ドライバーに「いつどこで取締りに遭うかわからない」という一定の緊張感を保持させることも事故抑止には重要である。そのため、ランダムな不意を突く取締りは有効である。(再掲)
- ・ 他方で、取締り路線を公開するなど広義の事前告知を伴う取締りは、ドライバーに事実上の警告を行うことにより安全運転を促す効果がある。また、定置式取締りを実施する際の事前告知の在り方についても検討すべきである。
- ・ 姿を見せる取締り(事前告知を伴う取締り)と姿を見せない取締り(ランダムな不意を突く取締り)の両者をバランスよく取り入れるべきである。